

仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金に係る 補助事業者（事務局）募集要領

令和4年12月1日
仙台市経済局経済企画課

※本公募は、令和4年第4回定例会での令和4年度補正予算の成立が前提となるものです。このため、今後、内容等が変更になることについてあらかじめご了承ください。

仙台市では、仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金の交付の決定を受けて事業を実施する者（間接補助金の執行団体）の公募を行います。

応募される方は、仙台市補助金等交付規則及び「仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」をよくご理解いただき、この募集要領を熟読いただくようお願いいたします。

なお、補助事業者として採択された場合には、交付要綱及びこの募集要領に従って手続等を適正に行っていただくようお願いいたします。

I 仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金と間接補助金の概要について

1. 補助金の目的

厳しい経営状況に置かれている市内中小貨物自動車運送事業者に対して、物流機能の維持を図るため、燃料費高騰分への補助金を交付する事業に関し、その実施主体が要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものです。

2. 定義

本公募における用語の定義は、以下のとおりです。

① 補助金

本公募の対象である仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業補助金をいいます。

② 補助事業

間接補助事業者に対して間接補助金を交付する事業及び当該事業に必要な事務をいいます。

③ 補助事業者

補助事業を行う者をいいます。

④ 間接補助金

補助事業者が本市から交付を受けた補助金を財源として、間接補助事業者に対して交付する補助金をいいます。

⑤ 間接補助事業者

間接補助金の交付を受けるものをいいます。

⑥ 中小企業等

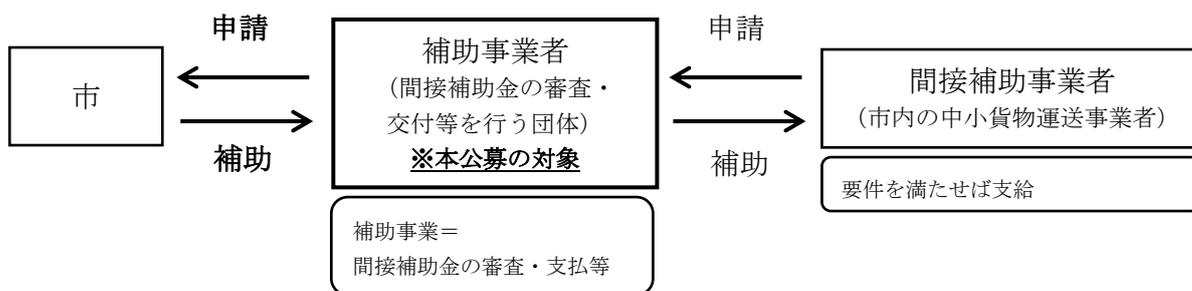
会社法人のうち大企業（中小企業の事業活動の機会確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律〔昭和52年法律第74号〕第2条第2項に規定する大企業者をいう。）を除く中小企業及びその他の法人をいいます。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第25項各号に掲げる法人は除く。

⑦ 個人事業者

中小企業等を設立せずに事業を営んでいる者をいいます。

3. 補助金の内容

(1) 事業スキーム



(2) 補助率及び補助額

補助率：定額補助（10／10以内）

補助上限額：566,940千円（予定）

（内訳）事業費：521,940千円

事務費：45,000千円

※最終的な交付決定額については市と調整のうえ決定します。

(3) 補助事業者

民間団体等より、1者を補助事業者として採択します。

(4) 補助事業期間

令和5年3月31日まで

(5) 補助事業の経理

補助事業に関する経理については、帳簿及び関連する全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

また、帳簿及び関連する全ての証拠書類は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければなりません。

4. 間接補助金の概要

(1) 事業概要

① 対象者

以下の要件を満たす個人事業者・中小企業等（※1）

- ・仙台市内に営業所を有し、貨物自動車運送事業（※2）を営んでいること
- ・申請日時点で事業を継続しており、引き続き事業継続の意思があること

※1：中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第1項に該当する企業をいう。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第25項各号に掲げる法人は除く。

※2：貨物自動車運送事業法第2条に規定する事業で一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

② 対象車両

対象者が有する貨物自動車運送事業の用に供する自動車であって、以下の要件を満たすこと

（ア）令和4年12月1日時点で対象者が使用する事業用の自動車

（イ）仙台市内に使用の本拠の位置があること

（ウ）有効な自動車検査証の交付を受けていること

※被けん引車両は対象外

③ 補助率 定額

④ 補助単価

普通車：1台あたり80,000円

小型車：1台あたり20,000円

軽自動車：1台あたり10,000円

対象者：約2, 200者

普通車：6, 106台、小型車：273台、軽自動車：2, 800台

※上記台数は、令和4年10月20日時点で国土交通省東北運輸局宮城運輸支局から許可または同機関に届出されている車両数

(2) 交付規程

補助事業者は交付要綱第23条に規定する交付規程を別途定め、市の承認を受けなければなりません。交付規程には交付要綱に準じた事項及びその他必要な事項を記載するものとします。

(3) 実施体制

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、以下の事項を適切に行うことができる体制を整えなければなりません。

- ① 間接補助金の公募及び広報（申請の手引きの作成等）
- ② 間接補助金に対する問合せ等の対応
- ③ 間接補助金の交付決定に関する審査基準等の作成
- ④ 間接補助金の交付（申請受領から間接補助金の支払まで）
- ⑤ 上記以外に事業の適正かつ円滑な実施のため市が必要だと判断した事項

(4) 申請の募集

補助事業の実施期間内に、30日程度の期間を設け、原則として郵送で申請を受付することとします。

(5) 間接補助金の交付決定等

補助事業者は、間接補助金の交付決定を行うにあたり、以下の事項が確保されていることを確認することとします。審査のうえ、間接補助金を交付することが適当と認めるときは、間接補助金の交付及びその金額を決定し、間接補助事業者に通知するものとし、交付決定に際しては、必要な条件を付すことができるものとします。

- ① 申請者がI4(1)①および②の要件を満たしていること
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する定める暴力団員等と関係を有していないこと。

(6) 間接補助金の交付決定の取消及び返還

補助事業者は、間接補助金の交付決定を受けた者が以下の事項のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとします。また、交付決定を取り消した場合において、既に間接補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとします。

- ① 虚偽その他不正の手段により間接補助金の交付決定又は交付を受けたとき
- ② I4(1)①または②の要件を満たしていないことが明らかになったとき
- ③ 申請の内容に虚偽があったとき
- ④ I4(5)により付した条件に違反したとき

(7) 秘密の保持

補助事業者は、補助事業の実施にあたり知り得た申請者の情報について適切に管理する体制を整え、その秘密を保持する必要があります。

Ⅱ 公募について

1. 補助事業者の採択

(1) 採択の方式

審査委員会において応募書類の審査を行い、補助事業者を決定します。

(2) 応募資格

次の要件を満たす民間団体等とします。複数団体によるグループでの申請でもかまいません。その場合、グループ名を作成のうえ、事業申請はグループ構成員の連名により行うこととし、グループの代表者を定め、以後の手続きに関しては当該代表者が行うこととします。原則、選考書類提出以降の企業グループの構成の変更は認めませんが、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行います。

- ① 仙台市内に事業所を有していること
- ② 提案者（企業グループの場合は代表者）が仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- ③ 本業務を遂行するために必要な組織、人員、経営基盤及び資金管理能力を有していること
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体に該当しないこと
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しないこと
- ⑨ 仙台市の定める有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと
- ⑩ 本補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑪ 本補助事業終了後、会計検査対応のために必要となる文書を必要な期間保存できること。
- ⑫ 仙台市税の滞納をしていないこと。

2. 応募の方法

(1) 応募期限

令和4年12月15日（木）正午必着

(2) 提出方法

持参又は郵送により以下に提出し、持参の場合は、土日祝日を除く9時から17時までに提出すること。郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法により確実に期限までに到達するように提出すること。

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

(3) 提出書類

- ① 応募申請書（様式第2号）・・・・・・・・・・ 1部
- ② 誓約書（様式第3号）・・・・・・・・・・ 1部
- ③ 事業実施計画書（様式第4号）・・・・・・・・ 5部
- ④ 提案者の概要がわかる資料（会社案内等）・・・ 5部
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）・・・・ 1部
- ⑥ 直近の決算報告書・・・・・・・・・・ 1部
- ⑦ 市税の滞納がないことの証明書・・・・・・・・ 1部

3. 応募にあたっての質問及び回答

(1) 質問方法

質問事項を質問票（様式第1号）に記載して、令和4年12月7日（水）午後5時までに電子メール又はFAXにて提出し、電話等により質問票の提出を連絡してください。

(2) 回答方法

回答は、本事業に直接関係する質問に対してのみ行うものとし、令和4年12月9日（金）までに本市ウェブサイトで公表します。ただし、質問者名は明示しません。

4. 審査方法

(1) 審査

審査会において公正な審査を行うものとします。

書類選考を基本とし、以下の審査基準により審査を行いますが、本市が必要と判断する場合にはプレゼンテーションによる追加説明等を求めることがあります。

(2) 審査基準

審査会において、各審査員の採点結果を合計した点数を提案者の点数とし、最も評価の高い提案者を採定候補者として選定します。ただし、審査は非公開とします。

<審査項目>

- ① 提案内容の基本計画は妥当か（20点）
 - ② 実施スケジュールは履行可能か（10点）
 - ③ 事業遂行のために必要な実施体制が確保されているか（20点）
 - ④ 広報等対外発信手法は妥当か（10点）
 - ⑤ 問い合わせ対応等の事務局体制は妥当か（10点）
 - ⑥ 同種事業等の取組実績はあるか（15点）
 - ⑦ 必要となる事務費について適切な金額であり、積算の内容が妥当であるか（15点）
- なお、応募が1者のみであっても審査を実施します。審査の結果、評価点の総得点が満点の60%に満たない場合は、適格者なしとする場合もあります。

(3) 審査結果

採択結果については、本市ウェブサイトで公表するとともに、全申請者（グループの場合は代表者）に対して郵送により書面で通知します。

5. 今後のスケジュール

令和4年12月 1日 (木)	公募開始
令和4年12月 7日 (水) 午後5時	質問締切
令和4年12月 9日 (金)	質問に対する回答
令和4年12月15日 (木) 正午	応募書類の提出期限
令和4年12月16日 (金)	審査委員会
令和4年12月19日 (月)	通知

Ⅲ 留意事項等について

1. 基本的な事項

補助金については、令和4年度補正予算の範囲内で交付するものとし、仙台市補助金等交付規則(昭和55年規則第30号)及び仙台市補助金等交付規則施行要領(平成17年財政局長決裁)の規定によるほか、交付要綱及びこの募集要領に定めるところによるものとします。

2. 補助金の交付

(1) 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※交付決定後、事業終了前の支払い(概算払)は、事前の承認を得られれば可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払を希望する場合は担当者にご相談ください。

(2) 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。

また、事業に係る取引先(委託先、外注(請負)先等を含む)に対しても、同様の現地調査等を実施することがあります。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

なお、本事業においては事業期間中についても、事業期間終了後における支払額の確定行為の負荷の分散及び誤認識、誤処理等の速やかな是正等を目的とし、原則として中間検査を実施します。また、事業に係る取引先(委託先、外注及びそれ以下の委託先、外注を含む)については必要に応じて確認します。

3. 協議

補助事業者は、補助事業の遂行にあたって生じた疑義については、随時、本市と協議するものとします。

4. 指導監督

本市は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者に対し指導監督を行います。

5. 補助事業の完了

補助事業を完了したときは、当該事業を完了した日から15日以内に完了実績報告書を市長宛提出していただきます。

6. 留意点

提出された応募書類は、応募者に返却いたしません。また応募者に無断で、本事業の審査以外の目的に使用することはありません。

7. 問合せ先

仙台市経済局産業政策部経済企画課企画調整係

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル9階

TEL : 022-214-8275 FAX : 022-267-6292

E-mail : kei008010@city.sendai.jp